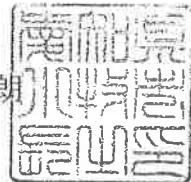


小牧市告示第95号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定により、平成27年8月31日に小牧市条例制定請求書の提出があり、同日受理したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第98条第1項の規定により、条例制定請求者の住所、氏名及び請求の要旨を次のとおり告示する。

平成27年8月31日

小牧市長 山 下 史守朗



記

1 条例制定請求代表者の住所及び氏名

住 所 小牧市 [REDACTED]

氏 名 渡 邉 育 代

住 所 小牧市 [REDACTED]

氏 名 郷 治 裕 子

住 所 小牧市 [REDACTED]

氏 名 福 本 英 雄

2 請求の要旨

新図書館建設計画を白紙にすることに関する住民投票条例制定請求の要旨

2009年に「新小牧市立図書館建設基本計画書」が策定され、2010年に駅前の再開発ビル「ラピオ」の空床が問題となり、2011年「新図書館をラピオ内に」と発表。しかし、同年の市長選挙で山下市長は、「図書館の建て替えなどの大型プロジェクトについては、市民の意見を

よく聞き、長期的視点に立って、ゼロから再検討します」のマニフェストに基づき、ラピオ案を撤回しました。

2014年4月13日、市公民館で開催された「市民と市長のタウンミーティング～市長と話してみませんか？」で、山下市長は「図書館問題はまだ白紙です」と市民に答えながら、同年4月26日に「A街区に『武雄市モデル』の新図書館建設」と、突然の新聞発表があり、そして、6月議会には、関連議案の超スピード提案・可決と今日に至っています。どこで市民の意見を聞いたのか疑問が一杯です。

図書館をはじめとした文化事業は大切ですが、マンモス化でプレハブもある「小牧南小学校の建て替え」、介護施設の入所待ち・待機者も多く「介護施設の拡充」、新市民病院の建設など緊急な課題が山積しています。財政面も含め、こうした優先度の高い事業からすすめるべきではないでしょうか。

建設費も、当初「30億円」といわれていたのが「約40億円」と膨らんだり、レンタル大手「ツタヤ」を経営する「カルチュア・コンビニエンス・クラブ㈱」(CCC)など民間業者と市長のトップダウンですめられており、「ツタヤ方式の図書館に『どんなメリット・デメリット』があるのか」なども市民には十分知らされていません。

市民の意見を聞く最良な方法は「住民投票」です。今年制定された小牧市自治基本条例第24条に「市長は、市政に係る重要事項について、広く住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができます。」と規定されています。このように、小牧駅西A街区の新図書館建設そのものを問い合わせ直すに十分な状況です。

小牧市議会は、「新図書館建設計画を白紙にしてほしいなど市民に是非を問え」との市民の声を真摯に受け止め、民意を問うべく住民投票に踏み切って頂くよう求めます。そこで、私たちは、「新図書館建設計画を白紙にすることを問う」ために、標記の条例を制定することを請求します。